

○内閣府告示第四百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 相模原市
- 二 構造改革特別区域の名称 相模原市国際教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 相模原市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第四百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第六十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 本巢市
- 二 構造改革特別区域の名称 健やかな成長を支える給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 本巢市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第三十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 磐田市
- 二 構造改革特別区域の名称 安心・安全の給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 磐田市の区域の一部（竜洋地区）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第六十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 清須市
- 二 構造改革特別区域の名称 地域と共に生まれ育つ子どものための給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 清須市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府泉南郡岬町
- 二 構造改革特別区域の名称 岬町笑顔満開給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大阪府泉南郡岬町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第六百二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 丹波市
- 二 構造改革特別区域の名称 丹波市農村いきいき活性化特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 丹波市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））